

同意人事案件とは、一定の独立性、中立性が求められる機関の構成員の任命について、各機関の根拠法に基づき、内閣が両議院の事前の同意又は事後の承認を求めるものです。現在、その対象は人事官（3名）や検査官（3名）等 36 機関 253 名に上ります。

その審査手続について、法規上の規定はありませんが、先例上「内閣から同意又は承認を求められたときは、まず議院運営委員会において内閣から説明を聴取し、同委員会の決定があった後、議院の会議において議決するのを例とする」とされているほか、衆参の議運委員長申合せに沿って審査されています。具体的には、①内閣官房副長官が各院の議運理事会に内示（衆参同時）、②各会派で賛否を検討、③議運委員会で関係副大臣等から説明聴取の後、採決、④本会議で採決、⑤両院で同意の後、内閣において任命、の順に行われます。なお、人事官、検査官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、日本銀行総裁・副総裁については、各院の議運委員会で所信聴取・質疑を行います。

第 183 回国会では、日銀正副総裁の任期満了に伴う後任人事に関する報道が増加する中、いわゆる「事前報道ルール」についても注目を集めました。それは、候補者が事前に報道されることで国会での議論が形骸化することを防ぐとの理由から第 168 回国会の衆参議運委員長申合せにより定められた、「政府の人事案件提示前に、人事が報道された場合は、原則として当該者の提示は受け付けない」とのルールです。以前から「厳しすぎる」、「手続が滞っている原因」との指摘もあり、各会派間の議論を経て、本年 2 月、このルールを廃止し、①内示までのあらゆる過程で情報管理の徹底を図ることを政府に求める、②内示前に報道された場合、内事後、政府に対し情報漏洩がなかったか否かを調査させ、各院の議運理事会に報告させる、との新たな衆参議運委員長申合せが行われました。また、第 168 回国会の申合せで設置された両院合同代表者会議も廃止されました。

日銀正副総裁の件では、上記ルールの見直しとともに参議院の各会派の賛否にも関心が集まりました。同意人事案件では、両院の同意が必要であり、衆議院の優越規定がないことから一院で不同意になると任命ができず、内閣は人選をやり直さざるを得ません。実際に、第 183 回国会では人事官と検査官各 1 名について、参議院で不同意となり（3 月 29 日）、後日、別の候補者が内示されました（2 名とも 6 月 5 日に同意）。これも含めて第 1 回国会から現在までの間に参議院で不同意となった件数は 17 件 32 名です。1 件 1 名を除き、参議院において与野党が逆転した平成 19 年の第 168 回国会以降のものとなっています。

同意人事案件の対象機関によってなされる決定や判断には、国民生活に大きな影響を与えるものが少なくありません。よって、その候補者の資質や適性を十分に審査し、任命の可否を判断することは各院が果たすべき重要な役割の一つであるといえます。両院が同じ権能を有しているがゆえに、参議院の動きが注目を浴びてきました。今後も参議院の特徴をいかした審査の充実が望まれています。

にしきど かずま
（西木戸 一真・議事部議案課）